

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年11月15日京都市条例第14号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

- 1 国民健康保険事業について、次のとおり出産育児一時金の支給額を改定することとしました。

改 正 前	改 正 後
404,000円	408,000円

なお、出産育児一時金の支給額の改定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用することとしました。

- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、令和4年1月1日から施行することとしました。ただし、上記2の改正については、公布の日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 14 号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「404,000円」を「408,000円」に改める。

第9条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「次条及び第9条の3において「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

（保健福祉局生活福祉部保険年金課）